



企業法務ニュースレター

F& Partners

平成22年7月号

1. はじめに

みなさんこんにちは、司法書士の北詰健太郎です。このニュースレターは企業法務に関するテーマについて、取り上げさせていただいております。

ムシムシと暑い季節で、なるべくなら事務所内で事務作業をしてみたいと思うところではありますが、職業柄どうしても外出が多く汗を拭きながら大阪の街を走りまわっています。大阪は川が多いので、それを見ると少しだけ涼みますね。

2. 今回のテーマ

今回のテーマは「支払督促」についてです。

前回は売掛金回収という大きいテーマのうちの「与信管理」についてとりあげさせていただきました。そもそも売掛金は未収に陥らず、スムーズに回収することがベストなのですが、気をつけていても未収というのは起こりがちですよね。そんなとき使いやすい手続きが今回のテーマである「支払督促」です。

3. 支払督促のメリット

売掛金を相手方が払ってくれない場合、最終的には強制執行を行って回収することになりますが、そのためには「債務名義」というものが必要です。

「債務名義」とは強制執行を行う上で、必要になる公文書です（詳しくはまたの機会にとりあげさせていただきます）。確定判決がその典型例ですね。確定判決を取るには費用と時間がどうしてもかかりがちですが、支払督促は確定判決に比べると以下の点が非常に優れています。

1. 裁判を経ないので、とても早い！

支払督促は実質的な審理をせず、書面による審査だけですのでとても簡単で早いです。

2. 費用が安い！

手数料は訴訟の半額です。

このように、非常に使い勝手のいい支払督促ですが、すべてにおいて万能なわけではありません。注意点としては以下のとおり。

1. 金銭の支払又は有価証券若しくは代替物の引渡しを求める場合に限られる。

売掛金などはこの典型ですね。

2. 相手に支払督促が送達されて異議が出されると訴訟に移行する。

金額や存在に争いがあるときは、必ずしもベストだとは言い切れません。

以上のような点を踏まえて、相手方の住所地を管轄する簡易裁判所の裁判所書記官に申し立てます。最終的に仮執行宣言を支払督促に付してもらえば、強制執行可能となるのです。

4.まとめ

支払督促は非常に使いやすい手続きですから、自分自身でされることも可能だと思います。しかし万能というわけではありませんので、その点は注意が必要です。

支払督促など売掛金回収のことは一度弊社にご相談ください。

著者紹介



氏名：北詰健太郎

資格：司法書士

学歴：同志社大学 法学部卒

専門：企業法務

備考：N P O 法人同志社大学

産学連携支援ネットワーク会員。

事務所紹介

司法書士法人 F & Partners

大阪事務所：大阪市中央区内本町一丁目1番1号 OCTビル3階

京都事務所：京都市中京区烏丸通六角下ル七観音町623番地

滋賀事務所：滋賀県草津市大路一丁目1番1号エルティ932-113

Tel06-6944-5335 Fax06-6944-5336

E-Mail f-office@256.co.jp

HP <http://www.kigyouhouunavi.com/>

大阪：特定社員 濱口 光博 簡裁代理認定番号第612364号

京都：特定社員 藤巻 米隆 簡裁代理認定番号第313089号

滋賀：特定社員 山下富美夫 簡裁代理認定番号第313134号

ご注意：このニュースレターの情報はその内容の正確性・妥当性の確保に努めていますが、それを保証するものではありません。このニュースレターの情報をご利用になられたことによって生じたいかなる損害につきましても、弊事務所は一切の責任を負いませんのでご注意ください。法律相談は司法書士法第3条に定める範囲に限ります。